

日本オーソモレキュラー医学会会則

第1条 (名称・定義)

当会は日本オーソモレキュラー医学会 (英名: Japanese Society for Orthomolecular Medicine 略称: JSOM) と称します。当会会則によって定める条項はJSOMの活動に適用されるものとします。

第2条 (事務局)

当会の事務局を、東京都港区赤坂8-4-14-8Fに置きます。

第3条 (目的)

当会は、International Society for Orthomolecular Medicine(以下「ISOM」)の傘下に属し、ISOMと同様、日本及び世界におけるオーソモレキュラー医療の発展と認知の向上に寄与することを目的とします。

第4条 (事業)

当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

1. 国際オーソモレキュラー医学会が行う医学会、教育セミナー等の日本での開催、運営
2. 市民講演、教育セミナー、新聞・テレビ等のメディアやウェブにおける情報公開、メール配信など、国民へのオーソモレキュラー栄養療法の普及及び啓発
3. オーソモレキュラー栄養療法に関心のある学会・企業等との情報交換及び共同普及活動
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (会員)

当会の会員は次の2種とします。

1. 正会員
2. 学生会員

第6条 (会員へのサービス)

当会は3つのミッションのもと、会員へのサービスを拡充させます。

1. オーソモレキュラー医学の最新の知見を、日本の医療・ヘルスケア従事者に発信します。
2. 一般市民および産業界への情報発信を行い、オーソモレキュラー医学の認知拡大およびニーズの開拓に努めます。
3. 日本および世界におけるオーソモレキュラー医学従事者・研究者のネットワークを構築します。

当会は、上記ミッションを達成するため、会員に対して下記の特典を提供します。

- ・当会が主催する講演会・セミナーの参加費割引
- ・当会が主催もしくは共催する講演会・セミナーの優先案内
- ・国際オーソモレキュラー医学会世界大会(年1回開催)の参加費割引
- ・オーソモレキュラー医学会 会報の無料送付
- ・当会ウェブサイトにおける会員の紹介
- ・一般市民、メディア等からの問合せに対するご紹介
- ・協力企業からの、製品監修等の依頼への優先案内
(例: レストランメニュー監修、サプリメント監修、書籍監修、等)
- ・「日本オーソモレキュラー医学会」の名称とロゴマークの使用*
(例: 医院ウェブサイト、名刺、等)
- ・啓蒙目的による、当会が所持する画像素材の使用*

* 事前審査あり

第7条 (入会資格)

医療及びヘルスケア従事者 (医師、歯科医師、看護師、薬剤師、栄養

士、研究者、ヘルスケア関連企業等) 及び関連する教育機関の学生に限りま

第8条 (入会手続き)

正会員又は学生会員として入会しようとする者は、当会が定める入会申込書により申込みます。

第9条 (入会金と年会費)

当会の年会費を以下の通りとします。

- ・正会員 入会金 3,000円 年会費 12,000円
- ・学生会員 入会金 3,000円 年会費 5,000円

1. 第7条に基づき入会契約が成立した場合、会員は基準日の翌末日までに、入会金と年会費の全額を支払うものとします。
2. 支払いは当会が指定する銀行口座に振り込み、もしくはクレジットカードでの支払い (振込手数料は会員の負担) とします。また、支払期日が土日祝祭日にあたる場合には、直前の営業日を支払期日とします。支払われた入会金と年会費は、理由の如何を問わず、会員にこれを返還しないものとします。
3. 会員が第1項の各支払期限までに全額の振り込みを行わない場合、当会は、期限経過日の翌日に当該会員契約が解約されたものとみなします。
4. 当会は当会の運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、入会金・年会費の金額を変更することができ、当会ホームページ内への掲示等により告知します。

第10条 (更新)

会員は会員期間終了までに次年度の年会費の全額を支払うものとします。またそれまでに当会に対し退会の意思表示をした場合を除き、1年間の契約を更新されるものとし、その後も同様とします。

第11条 (届け出内容変更手続き)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行う必要があります。その後に変更があった場合も同様とします。
2. 当会より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第12条 (任意退会)

会員は、当会が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

第13条 (会員資格の譲渡・相続・貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第14条 (会員の除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当会は当該会員を除名することができます。

1. この会則その他の規則に違反したとき。
2. 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第15条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失するものとします。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡したとき。

4. 当会を閉会したとき。
5. 当会の名誉を傷つける行為、またはその目的に反する行為があったとき。

第16条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員が前14条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失う。
2. 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第17条 (当会の閉会)

当社は次の理由により、当会を閉会することがあります。

1. 気象・災害等により施設を閉鎖し、再開が困難と判断したとき。
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第18条 (個人情報保護)

当社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言します。プライバシーポリシーは、当会ホームページ上にて掲示します。

第19条 (会則の改定)

当会は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

第20条 (告知方法)

本会則に関する会員への告知は、当会ホームページ上にて掲示します。

附則

本会則は、2017年5月1日より施行します。

会則の変更

第2条 (事務局) 内容変更 (2018年7月1日一部改正、同日より施行)

第2条 (事務局) 内容変更 (2019年9月17日一部改正、同日より施行)